

# 平成28年度 苫小牧市木造住宅耐震改修等 補助金交付制度のご案内

この制度は、地震による木造戸建住宅の倒壊等の災害を未然に防止し、市民の安全を確保するため、苫小牧市が個人の木造住宅の耐震診断、耐震改修工事に要する費用の一部に対して補助を行うもので、事前に市への補助金交付申請が必要になります。



苫小牧市都市建設部建築指導課

〒 053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号  
TEL：(代表) 32-6111 (内線2485)  
(直通) 32-6527

**【補助対象住宅】 つぎの全てに該当する必要があります。**

- (1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅。
- (2) 戸建て住宅（店舗等併用住宅は、店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 未満のもの）。
- (3) 地上 2 階建以下の在来軸組構法であること。  
※「在来軸組構法」とは、柱・梁等の主要構造部が木材の軸組工法によってつくられたものをいいます。（プレハブ工法やツーバイフォー工法は除きます。）
- (4) 過去に耐震診断、耐震改修工事に係る補助金の交付を受けたことがないこと。
- (5) 建築基準法やその他関係法令に違反していないこと。

耐震改修工事の場合は

- (6) 耐震診断員が行った耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満と診断されたもの。

**【補助対象者】 つぎの全てに該当する必要があります。**

- (1) 個人であること。
- (2) 対象住宅の居住者であること。
- (3) 対象住宅の所有者（所有者が複数いる場合は、その代表者）であること。
- (4) 市税を滞納していないこと。

**【補助額】 診断・改修の経費に応じて、つぎのようになります。**

- (1) 耐震診断補助金の額は、耐震診断経費の 3 分の 2 の額とし、上限は 5 万円です。
- (2) 耐震改修補助金の額は、耐震改修工事の工事及び経費の額に 0.2 を乗じた額以内の額とし、30 万円を超える場合は 30 万円が上限です。

※補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額となります。

**【耐震診断員】 つぎの全てに該当する必要があります。**

- (1) 耐震診断・耐震改修工事の設計監理を行う者で、建築士の資格を有していること。
- (2) 市内に事業所、支店又は営業所を置く建築士事務所に所属していること。

**【耐震改修工事施工者】 つぎの全てに該当する必要があります。**

- (1) 建設業法に基づく国土交通大臣又は北海道知事の許可を受けていること。
- (2) 市内に事業所、支店又は営業所を置く法人であること。

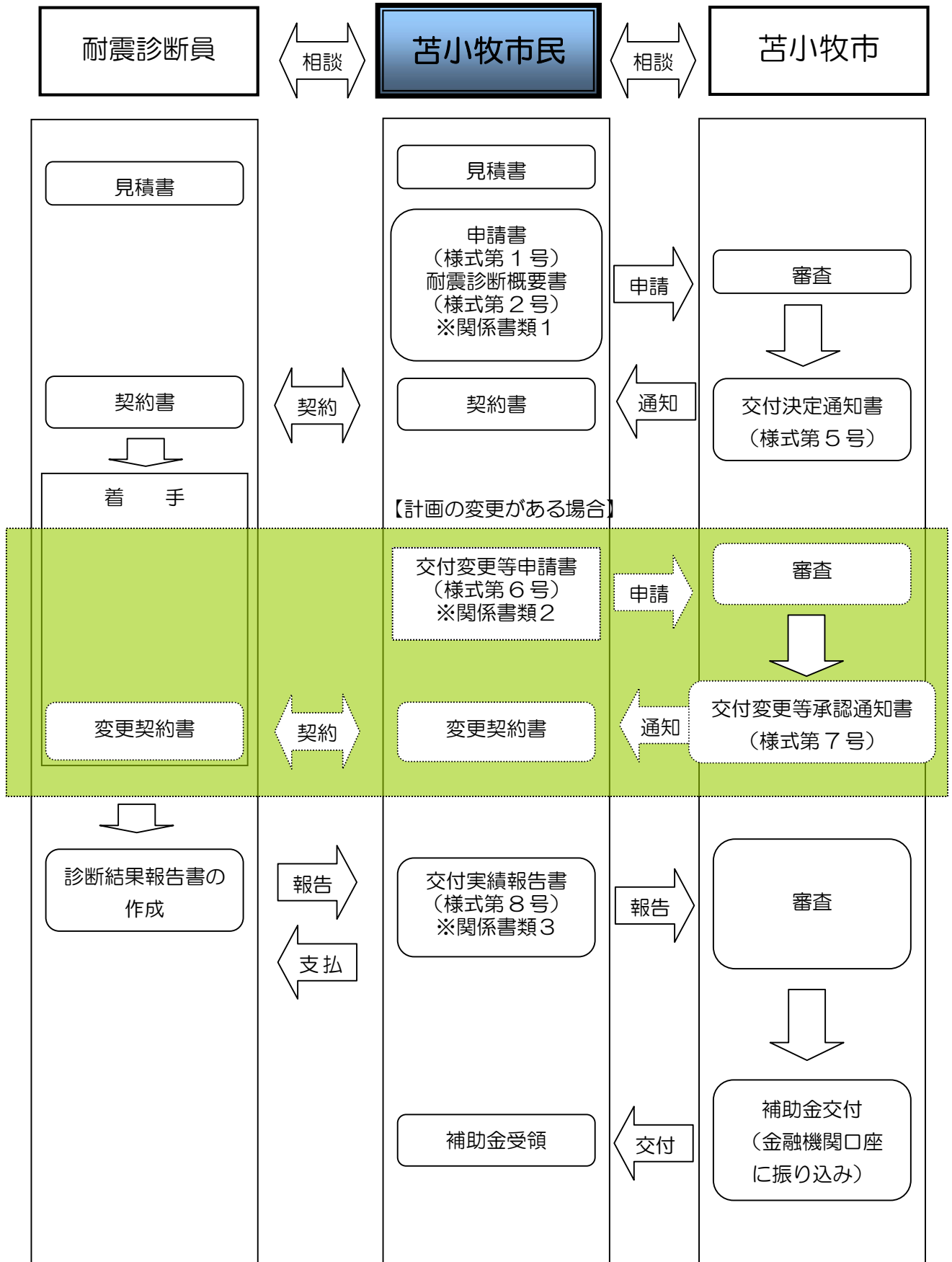
**【受付期間】**

- (1) 耐震診断補助金 平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 12 月 22 日
- (2) 耐震改修補助金 平成 28 年 4 月 1 日～平成 28 年 11 月 4 日  
※予算枠に達した場合は受付を締め切ります。

# 耐震改修等補助金手続きの流れ（１）

## 【耐震診断】

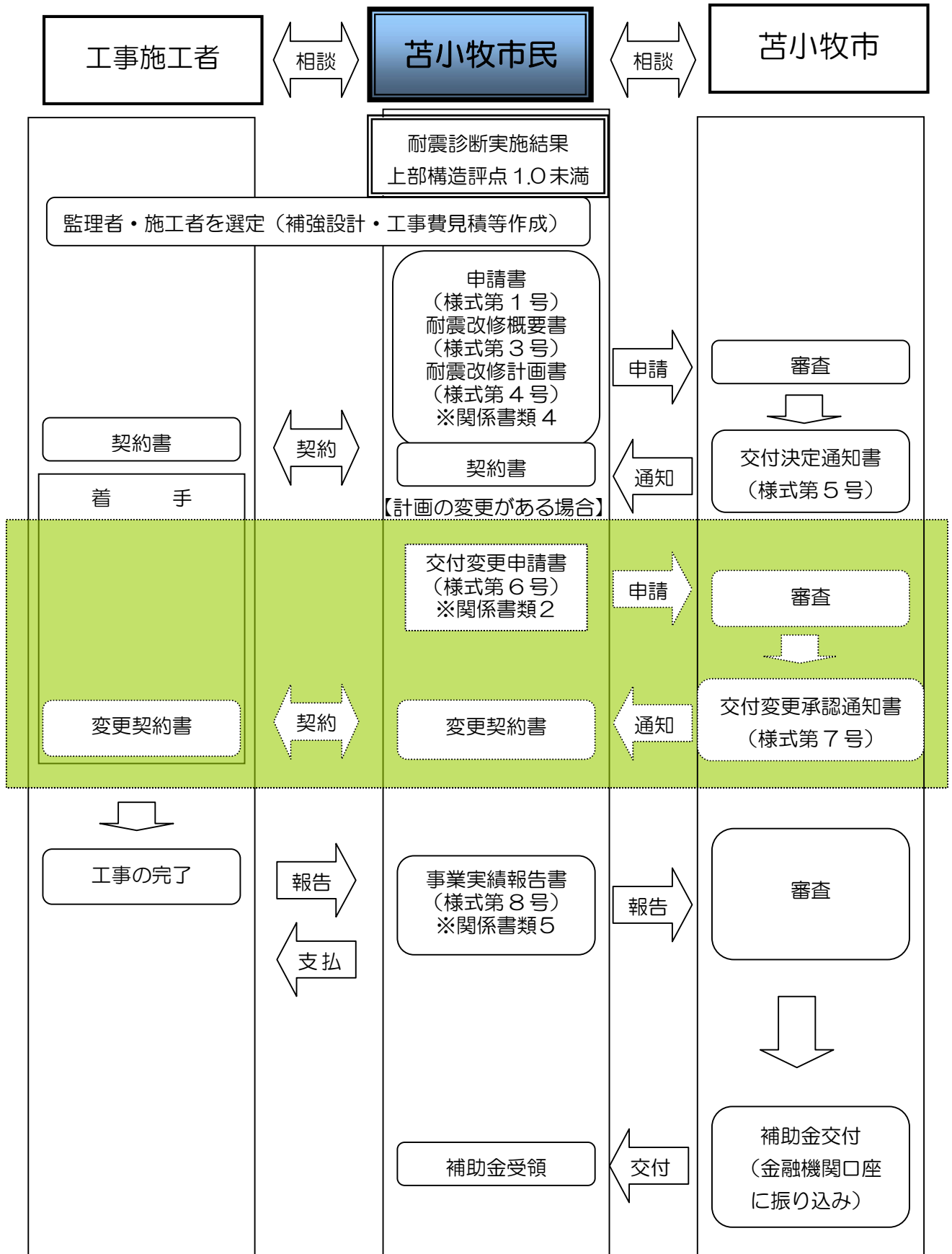
※は添付書類一覧を参照ください。



# 耐震改修等補助金手続きの流れ（２）

## 【耐震改修工事】

※は添付書類一覧を参照ください。



※添付書類一覧

|           | 必要書類   |
|-----------|--|
| 関係書類<br>1 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 耐震診断補助金申請者の住民票</li> <li>(2) 耐震診断補助金申請者の納税証明書</li> <li>(3) 建築確認通知書の写し等の建築年次及び所有者が確認できる書類</li> <li>(4) 耐震診断に要する費用の見積書の写し</li> <li>(5) 建物の所有者の印鑑登録証明書及び建物の登記簿謄本</li> </ul>   |
| 関係書類<br>2 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 変更内容を審査できる書類</li> </ul>   |
| 関係書類<br>3 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 耐震診断報告書（耐震診断員が作成したものに限り。）</li> <li>(2) 耐震診断に要した費用の支払を証する領収書の写し</li> <li>(3) 補助金交付振込依頼書</li> </ul>   |
| 関係書類<br>4 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 耐震改修補助金申請者の住民票</li> <li>(2) 耐震改修補助金申請者の納税証明書</li> <li>(3) 建築確認通知書の写し等の建築年次及び所有者が確認できる書類</li> <li>(4) 耐震診断報告書（耐震診断員が作成したものに限り。）</li> <li>(5) 案内図、配置図、平面図等改修内容が確認できる書類</li> <li>(6) 補強後の想定耐震診断報告書（耐震診断員が作成したものに限り。）</li> <li>(7) 耐震改修工事に要する費用の見積書の写し</li> <li>(8) 建物の所有者の印鑑登録証明書及び建物の登記簿謄本</li> </ul> |
| 関係書類<br>5 | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 改修工事後の耐震診断報告書（耐震診断員が作成したものに限り。）</li> <li>(2) 竣工図（改修内容が記載されたものに限り。）</li> <li>(3) 写真（改修工事の内容が確認できるものに限り。）</li> <li>(4) 耐震改修工事に要した費用の支払を証する領収書の写し</li> <li>(5) 補助金交付振込依頼書</li> </ul>   |

※耐震診断とは 財団法人日本建築防災協会が定める「木造住宅の耐震診断と補強方法」による一般診断法や同等以上に安全性を評価できると市長が認める診断法を言います。

## Q & A

### Q1、耐震診断とは何ですか？

A1

大地震で建物が倒壊しないかを判断するために、建物の柱やはり、すじかいなどを調査して、建物の地震への強さを診断することです。

また、耐震診断員とは耐震診断を行う建築士の資格を有し、市内に事業所、支店又は営業所を置く建築士事務所に所属している人を言います。

### Q2、耐震改修とはどのような工事ですか？

A2

大地震が起きても、建物が倒壊しないように、木造の場合はすじかいや壁を新たに設置したり、柱やはりを金物で補強する工事です。

### Q.3、大地震は苫小牧市でも起きますか？

A3

苫小牧市周辺にはプレート型地震以外にも石狩低地東縁断層帯（活断層型地震）があります。又、地表付近で発生する地震はどこで発生するかわかりません。東日本大震災のように、想定外の大地震が突然発生することもあります。

日頃から、地震への備えが必要です。

### Q.4、なぜ耐震化が必要ですか？

A4

過去の大地震では、家屋の倒壊などによる被害から多くの方が亡くなっています。建物の倒壊などの被害から大切な生命や財産を守るために、耐震化が必要です。

### Q.5、木造住宅に限定していますが、規模などに制限はありますか？

A5

地上2階建以下の在来軸組構法を対象としていますので、地下付住宅、プレハブ工法及びツーバイフォー工法等は除きます。

#### Q.6、耐震改修は住みながらできますか？

A6

一般的には、一部家具を移動したり、床、壁、天井をめくる場合がありますが、普段どおり生活しながら工事ができます。しかし、大規模の改修の場合、無理な場合もあります。

#### Q.7、補助を受けるには、最初に何をすれば良いですか？

A7

以下の点を、事前に調べて下さい。そして、建築指導課にご相談ください。

- 建物の建築年がわかる書類がありますか。
- 平屋建ですか、又は2階建ですか。
- 木造の戸建住宅（小規模の店舗等の併用住宅は可）ですか。

#### Q.8、耐震診断・耐震改修は誰に頼めばよいですか？

A8

苫小牧市の補助制度では、耐震診断は建築士の資格を有し、市内に事業所、支店又は営業所を置く建築士事務所に所属する専門家による調査が必要です。耐震改修工事については、市内に事業所を置く建設会社や工務店などです。ただし、耐震改修設計と工事監理は建築士が行わなければなりません。

#### Q.9、希望する、すべての人が利用することができますか？

A9

平成28年度は耐震診断で3戸、耐震改修では3戸の応募を予定していますので、早めの申し込みをお願いします。

### Q10、補助の対象となる住宅はどのような建物ですか？

A10

- ・ 昭和56年5月31日以前に着工された、戸建木造住宅。
- ・ 店舗等の併用住宅は、店舗等部分の床面積が延べ面積の1/2未満。
- ・ 耐震改修では耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満である建築物。  
以上の全てを満たす必要があります。

### Q11、建築した年月日は、どのようにして調べたらいいのですか？

A11

- ・ 検査済証
- ・ 建築確認通知書
- ・ 登記事項証明書（登記簿謄本）

などで調べてください。

### Q12、市外にいたり、所有者ではないのですが？

A12

補助制度を受けることはできません。

### Q13、申し込みするときに必要な書類はどのようなものですか？

A13

#### 【耐震診断・耐震改修共通】

- ・ 苫小牧市の補助金交付申請書・診断（様式第1号）
- ・ 住民票、納税証明書
- ・ 確認通知書の写しなど
- ・ 印鑑登録証明書及び建物の登記簿謄本
- ・ 住宅が店舗等の併用住宅の場合はその概略平面図

#### 【耐震診断の場合】

- ・ 耐震診断概要書（様式第2号）
- ・ 見積書の写し

#### 【耐震改修の場合】

- ・ 耐震改修概要書（様式第3号）、耐震改修計画書（様式第4号）
- ・ 耐震診断報告書
- ・ 案内図、配置図、平面図等改修内容が確認できる書類
- ・ 補強後の想定耐震診断報告書
- ・ 耐震改修工事費見積内訳書の写し

その他必要に応じたものです。



Q14、市の無料耐震診断を利用して耐震改修を行う場合は補助対象とならないのですか？

A14

市の無料耐震診断で上部構造評点が1.0未満の場合補助対象となります。ただし、別個に耐震改修設計を行う必要があります。

Q.15、いつ、補助金がでるのですか？

A15

耐震診断又は耐震改修工事が終了し、交付実績報告書（様式第8号）を提出していただき、審査して支障がないと確認したのち、指定された金融機関口座に振り込まれます。

Q.16、耐震診断と耐震改修の補助金を両方受けることができますか？

A16

受けることは可能ですが、最初に耐震診断を申し込みいただき、補助を受けたあと耐震改修の申し込み手続きとなりますので、一括の申し込みはできません。

Q.17、建物の名義人が複数ですが、補助金を申請できますか？

A17

所有者が複数の場合は、他の方の承諾書を添付してください。

Q.18、締め切りはありますか？

A18

申請の受付は耐震診断補助金が平成28年12月22日  
耐震改修補助金が平成28年11月4日まで。  
実績報告は、どちらも平成29年1月末日までに行ってください。

Q.19、住宅耐震・リフォーム支援事業との併用はできますか？

A19

耐震改修工事は併用できます。

Q.20、市の職員による現地検査はありますか？

A20

予算の執行の適正を期するため、必要に応じて現地検査を行う場合があります。

Q.21、昭和56年5月31日以前に着工と限定したのはなぜですか？

A21

建築基準法施行令の耐震関係規定が大幅に改正され、施行されたのが昭和56年6月1日でした。最近の地震においても、建築物の被害の多くがそれ以前のもので、一方、57年以降の建築物については、一部の建物に被害はあったものの概ね軽微な被害であることから限定したものです。

Q.22、平成29年1月末までに実績報告をしなければならないのはなぜですか？

A22

この補助制度は、国の補助事業も活用しているため、皆さまが市に交付の請求を行うように、市も国に行く手続きがあるためです。年度の期限が短くなりご不便をおかけしますが、ご理解の程お願いいたします。